平成 23 年 4 月 11 日 公益社団法人 全国私立保育園連盟

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、平成 20年 12月 31日に施行された改正国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある」法人に【**該当しません**】ので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879

電子メール ans@zenshihoren.or.jp

(参考)改正国家公務員法等の規定

国家公務員法(昭和 22年法律第 120号)第 106条の 24第1項第4号 独立行政法人通則法(平成 11年法律第 103号)第 54条の2第1項におい て準用する国家公務員法第 106条の 24第1項第4号

職員の退職管理に関する政令(平成 20年政令第 389号)第 32条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成 20年政令第 390号) 第 18 条

職員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令第 83 号)第 9 条 特定行独立政法人の役員の退職管理に関する内閣府令(平成 20 年内閣府令 第 84 号)第 8 条